

令和3年第3回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和3年9月7日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 澤 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	12番	井 脇 昌 美 君
13番	吉 田 敏 男 君		

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 弘 幸 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜ P 3 ＞
- 日程第 2 会期の決定＜ P 3 ～ P 4 ＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜ P 4 ＞
- 日程第 4 行政報告（町長）＜ P 4 ～ P 6 ＞
- 日程第 5 報告第 7 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜ P 6 ～ P 7 ＞
- 日程第 6 議案第 6 4 号 教育委員会委員の任命について＜ P 7 ＞
- 日程第 7 議案第 6 5 号 公平委員会委員の選任について＜ P 7 ～ P 8 ＞
- 日程第 8 議案第 6 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について＜ P 8 ＞
- 日程第 9 議案第 6 7 号 足寄町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の策定について＜ P 8 ～ P 1 1 ＞
- 日程第 1 0 議案第 6 8 号 足寄町障害者地域生活支援センター設置及び管理に関する条例の制定について＜ P 1 1 ～ P 1 2 ＞
- 日程第 1 1 議案第 6 9 号 足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について＜ P 1 2 ～ P 1 4 ＞
- 日程第 1 2 議案第 7 0 号 足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例＜ P 1 4 ～ P 1 5 ＞
- 日程第 1 3 議案第 7 1 号 足寄町個人情報保護条例の一部を改正する条例＜ P 1 5 ～ P 1 7 ＞
- 日程第 1 4 議案第 7 2 号 乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例＜ P 1 7 ＞
- 日程第 1 5 議案第 7 3 号 重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例＜ P 1 7 ～ P 1 8 ＞
- 日程第 1 6 請願第 1 号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める請願書＜ P 1 8 ＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、令和3年第3回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、1番多治見亮一君、2番高道洋子君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

4番。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 昨日開催されました、第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日9月7日から9月28日までの22日間とし、このうち8日から15日までと18日から20日までと23日、25日から26日までの14日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日9月7日は、最初に議長の諸般の報告を受けます。

次に、町長からの行政報告を受けます。

次に、報告第7号の報告を受けた後、議

案第64号から議案第73号までを即決で審議いたします。

請願第1号については、総務産業常任委員会へ付託し、会期中の審査といたします。

16日は、一般質問などを行います。

17日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第74号から議案第78号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第79号と議案第80号は、令和2年度決算審査特別委員会を設置し、休会中の審査といたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定ではありますが、提出されました際に、再度議会運営委員会で協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から9月28日までの22日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月28日までの22日間に決定をいたしました。

なお、22日間のうち、8日から15日までと18日から20日までと23日、そして25日から26日までの合計14日間は休会といたしたいと思います。これに御

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

よって、14日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、9月9日木曜日の午後4時まででありますので、よろしく願いをいたします。

◎ 諸般の報告

○議長(吉田敏男君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長(吉田敏男君) 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) 議長のお許しを頂きましたので、3件の行政報告を申し上げます。

まず、令和3年8月11日開会の第4回足寄町議会臨時会で新型コロナウイルス感染症に対する本町の取組について行政報告していたところですが、その後の対策状況について御報告いたします。

令和3年8月25日、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が北海道に発出され、8月27日から9月12日まで緊急事態措置を実施することとされました。これを受け、本町においても8月26日に対策本部会議を開催し、町内における感染予防を図るため、8月27日から町内各施設の休館や学校・保育所等行事の延期などの対応を緊急事態宣言終

了まで実施することとし、各施設の休止について防災行政無線、新聞折り込みチラシやホームページで周知を図ったところで、なお、図書館につきましては、臨時休館中であっても予約貸出しを実施することとしました。

また、中学校の部活動については原則休止であります。十勝管内統一の対応として、全国、全道大会につながる活動に限定して実施しております。

次に、新型コロナワクチンの接種状況についてですが、国のワクチン接種記録システムに入力されているデータを基に9月5日までの接種済み人数を算出しますと、ワクチンを1回接種した町民は5,301人で、そのうち高齢者は2,484人、2回接種済みは4,277人で、そのうち高齢者は2,428人となっております。

国が公表する接種率は令和3年1月1日の住民基本台帳人口を用いて算出していることから、本町の接種率を同様に算出しますと、1回接種済みは79.3%、2回接種済みは64.0%、そのうち高齢者については、1回接種済み93.3%、2回接種済み91.2%となります。

本町においては、集中的にワクチンを接種する期間は1回目接種を9月5日まで、2回目接種を9月26日までと設定していますが、事情により期間内に接種を完了していない方や9月以降に12歳の誕生日を迎える方の接種については、今後医療機関と予約方法や接種日等を調整し、接種を希望する方全員が接種できる体制を整えてまいります。

続いて、本町職員2名の感染について御報告いたします。

まず1件目ですが、8月15日、足寄小学校に勤務する教育委員会職員1名が陽性であることが判明しました。当該職員は7月末から休暇に入っていたことから、職員や児童に濃厚接触者はいませんでした。

2件目は8月21日、総合体育館温水

プールに勤務する教育委員会職員1名が感染している疑いがあることが判明したため、8月21日午後から総合体育館温水プールを臨時休館とし、消毒作業を行いました。

その後、陽性であることが判明したことから、8月23日まで両施設を休館とし、帯広保健所の指導の下、再度施設内の消毒を行い、安全性の確保を図っております。

また、帯広保健所の調査により濃厚接触者が特定されていることから、感染が広がらないよう必要な対応を行ったほか、職員の感染が続いたため、8月23日に対策本部会議を開催し、感染予防の周知徹底や対策内容の再確認を図るよう職員に指示しました。

消毒作業等に伴う施設休館等により、御利用の皆様には御迷惑をおかけしましたが、今後とも感染予防対策を徹底し運営してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

また、町といたしましては、感染者に対する誹謗中傷につながることをないように町民の皆様の冷静な行動をお願いしますとともに、今後も手洗いやマスクの着用、密を避けるなど、基本的な感染防止対策に取り組んでいただきますよう、町民の皆様をお願いをしております。

続いて、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した本町における実施予定事業について御報告いたします。

本町の現時点における交付限度額は令和3年8月17日付で内閣府から通知された事業者支援分889万円を含め1億3,354万8,000円となっており、令和3年6月3日開催の第2回足寄町議会定例会で実施予定事業の予算を計上していたところですが、これらの執行見込額を精査し、さらに留保していた交付金を財源とした新型コロナウイルス感染拡大防止等の事業を追加で実施することとしました。追加で行う本

町の実施予定事業は、4ページにございます別紙資料のとおりで、必要な予算を本定例会に提案させていただいております。

主な事業といたしましては、子どもセンター及び各小中学校に無線LAN環境を整備し、授業参観や学習発表会等をインターネット配信できる環境を構築するほか、避難所である総合体育館にも無線LAN環境を整備し、災害時の情報伝達等の環境を構築する予算を計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大時などに自宅でのリモート学習が行えるよう、学校から貸し出されるタブレットパソコン用の充電器の購入費用や、コロナ禍において外出が制限される中、読書環境の向上を図るため、小中学校の図書館管理システム導入費用を計上しております。

そのほか、令和4年度以降に予定していた旧芽登生活改善センター解体工事の前倒しを行い、町内建設事業者の雇用維持及び経営の継続化を図ります。

また、商工会が実施する「頑張ろう足寄プレミアム付商品券発行事業」に、プレミアム率50%分と事務経費等を合わせた補助金を予算計上させていただきました。

また、今後におきましては、緊急事態宣言地域の拡大・延長を踏まえ、新たな国のコロナ対策事業等の実施も見込まれ、また、長引く外出自粛や休業要請等により事業継続に困っている事業者への支援等について、引き続き、町内関係団体や金融機関等とも情報交換を行い、状況によっては本定例会での補正予算の追加提案や、議会の議決を頂く時間的余裕がない場合においては専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、本町における新型コロナウイルス感染症に対する取組について御報告いたしました。今後におきましても、国や北海道など関係機関との連携を密にし、感染拡大防止の徹底と地域経済への影響を最小限

とすべく全力で取り組んでまいりますので、御協力いただきますようお願いを申し上げます御報告いたします。

次に、ゼロカーボンシティ宣言について御報告いたします。

近年、全国各地で大雨・豪雨による洪水などの異常気象による災害が発生しています。地球規模での気象変動が深刻な問題となっており、2015年パリ協定にて「平均気温の上昇幅を産業革命以前に比べ2度未満にする」ことが国際的に広く共有され、我が国においても、2020年10月に「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

足寄町はこれまで他の地域に先駆け、家庭用太陽光発電や木質ペレットストーブの導入支援、木質ペレット製造事業への支援、家畜ふん尿バイオガスプラントの建設支援など、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入推進により産業振興と地球温暖化対策の取組を行ってきました。

今後も二酸化炭素の排出削減及び吸収源対策の取組を推進し、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロに削減することを目指す「ゼロカーボンシティ」を6ページの別紙のとおり宣言し、地球温暖化対策を町民の皆様と共に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます御報告いたします。

次に、北海道糖業株式会社本別製糖所の砂糖生産終了について御報告申し上げます。

北海道糖業は8月30日に、本別製糖所での砂糖生産を2023年3月をもって終了し、北見製糖所に生産を集約し、一部については日本甜菜製糖株式会社芽室製糖所に生産委託を行う方針を決定したと発表いたしました。

背景としては、健康志向による砂糖離れ、コロナ禍の国内需要の落ち込み、生産

施設の老朽化も重なり、生産拠点の統合による効率化を図る必要があるとのことです。

9月3日に本別製糖所長が来庁され、今回の砂糖の生産終了の経緯について説明を受けましたが、本別製糖所での砂糖生産は終了するものの、原料てん菜の買入れ、耕作指導、倉庫管理等は今後も継続するとの報告を受けております。

足寄町においては、現在、約480ヘクタールのてん菜の作付があり、重要な輪作体系をなす作物であることから、生産者が安心して輪作体系を維持できるよう、これまでどおりの対応をお願いしております。

また、足寄町から本別製糖所とその関連業者に短期雇用により12名が働いており、雇用の継続についてもお願いをしておりますが、引き続き、足寄町農業協同組合と連携し、情報収集と必要な対応を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます御報告いたします。

以上、3件の行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 報告第7号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第7号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 議案書の1ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第7号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり御報告をするものでございます。

令和3年5月26日から令和3年8月24日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により御報告する工事又は製造の請負は、2ページ及び3ページに添付をしております、別紙のとおり合計21件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第64号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 議案第64号教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第64号教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案する方につきましては、足寄郡足寄町南4条6丁目6番地。岡田美子氏。昭和37年11月23日生まれでございます。

提案理由につきましては、令和3年10月10日をもって任期満了となることから、再任をお願いするものでございます。

岡田氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第64号教育委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第64号教育委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第65号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第65号公平委員会委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第65号公平委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案する方につきましては、足寄郡足寄町栄町2丁目135番地の14。鈴木利邦氏。昭和29年10月4日生まれでございます。

提案理由につきましては、令和3年9月26日をもって任期満了となることから、

再任をお願いするものでございます。

鈴木氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第65号公平委員会委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第65号公平委員会委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第66号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第66号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第66号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案する方につきましては、足寄郡足寄町南2条2丁目12番地。真鍋雅美氏。昭

和34年5月16日生まれでございます。

提案理由につきましては、令和3年9月20日をもって任期満了となることから、再任をお願いするものでございます。

真鍋氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第66号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第66号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第67号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第67号足寄町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）の策定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 議案書7ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第67号足寄町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）の策定につい

て、提案理由の御説明を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、足寄町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）を別冊のとおり定めたく、議会の議決をお願いするものでございます。

本計画の内容について御説明をさせていただく前に、策定経過等について申し上げます。

これまで過疎対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、昭和55年に過疎地域振興特別措置法、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法と4次にわたり過疎対策のための特別措置法が制定され、本町におきましても、直近では平成28年度から令和2年度までを期間とする足寄町過疎地域自立促進市町村計画を策定し、地域振興等の取組を進めてまいりました。しかし、現行法の過疎地域自立促進特別措置法は本年の3月31日で期限を迎え失効いたしまして、過疎地域の持続的発展という新たな理念の下、新たな法律であります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、本町におきましても令和3年度から令和7年度までを期間とする、名称を新たに、足寄町過疎地域持続的発展市町村計画として策定をしようとするものでございます。

なお、本計画につきましては、町民等の意見を反映させるため7月7日から7月28日までの期間として本町のホームページに掲載し、意見の公募、いわゆるパブリックコメントを実施いたしました。意見等はございませんでした。

次に、本計画の内容について御説明申し上げます。

旧市町村計画と比較をいたしまして、枠組みには大きな変更はございませんので、今回新たに追加された項目などを中心に御説明をさせていただきます。

別冊でお配りしております、市町村計画の1ページをお開きください。

基本的な事項といたしまして、1ページから4ページにかけては本町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況につきまして記載をしております。

3ページの表の表1の1、4ページ及び5ページの表1の2につきましては最新の数値に置き換えをしております。

続いて5ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、（4）地域の持続的発展の基本方針といたしまして、北海道の過疎地域持続的発展方針に基づき、平成27年度に策定した足寄町第6次総合計画、令和2年度に策定した第2期足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図りつつ、人口減少の克服と地域経済の活性化に向けた持続的な取組を進めることについて記載をしております。

続いて（5）持続的発展のための基本目標といたしましては、人口について社会増減数を5年間平均で40人以内、婚姻数を5年間平均で5組増、年間出生数を50人などと設定をいたしました。

6ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、（7）計画期間は本年の4月1日から令和8年3月31日までの5か年としております。

（8）において、本計画につきましては公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するよう定めていることを記載しております。

続いて、対象分野別の課題と対策、事業計画について御説明申し上げます。

6ページの下段になりますが、2といたしまして、移住・定住地域間交流の促進、人材育成につきましては今回の計画から新たに追加された項目でございます。

これまで住環境店舗等整備補助金による定住促進や新規就農者の誘致、農林業後継者への支援など各施策を行ってまいりましたが、人口減少を食い止めるには至ってお

らず、後継者不足や地域活力の低下という問題に対しまして、7ページになります。が、(2)その対策といたしまして、移住・定住への支援、促進策を進めるとともに移住希望者に対する相談窓口体制の充実や移住促進に向けた情報発信を行うことなどについて記載をしております。

7ページから9ページにかけまして、地域活性化推進事業といたしまして、住環境店舗等整備補助金のほか5つの事業を実施する計画としております。

11ページをお願いいたします。

3の産業の振興におきまして、上段になります。が、情報通信産業の項目を新たに追加いたしまして、国の高度無線環境整備推進事業を活用し光通信ケーブルの設置を進めていることについて記載をしております。

16ページをお願いいたします。

(4)といたしまして、産業振興促進事項について記載をしております。この後足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について御審議をいただくところでありますが、本条例の適用に当たりまして本計画への記載が必要な事項でございます。

ページ飛びまして、26ページをお願いいたします。

7の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、今回から新たに子育て環境の確保が、文言が追加されまして、少子化の進行により地域との関わりが減り、子育て中の親の孤立感や育児不安につながっているとの問題に対しまして、これらを解消する取組を家庭、地域、社会全体で進めていくとともに子育て世帯への支援を行っていくことについて記載をしております。

次に29ページをお願いいたします。

事業計画の表の上段になります。が、子育て環境の確保についての事業といたしまして、保育所、認定こども園の保育料無償化

事業を実施する計画としております。

続きまして、ページ飛んでいますが40ページをお願いいたします。

中ほどになります。が、12の再生可能エネルギーの利用の推進は新たに今回から追加された項目であります。

環境に優しい循環型のまちづくりを進めるに当たり、これまでの取組を生かし再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、省エネルギー化の取組を促進し、持続可能なまちづくりを推進するため、その対策といたしまして、再生可能エネルギーの導入による地域内循環、温泉熱や付随ガスの利用、木質ペレット燃焼機器の導入を推進するなどについて記載をしております。

41ページになります。が、新エネルギー推進事業といたしまして、再生可能エネルギー導入補助金の事業を実施する計画としております。

42ページから48ページについては、各分野別の特別事業の計画を掲載しております。

事業計画の年度別概算事業費につきましては、別つづりとなっております。参考資料を御覧いただきたいと思います。

最終ページの13ページをお開き願います。

令和3年度の各分野別の概算事業費につきましては、各分野別の合計で約39億円、うち特別事業分につきましては約5億4,000万円であります。

令和3年度から令和7年度の5か年の概算事業費につきましては、各分野別合計で約171億円、うち特別事業分が約25億5,000万円を見込んでいるところでございます。

なお、本計画につきましては、去る8月26日に北海道との協議を既に終えたところでございます。

本市町村計画につきましては、事業実施するに当たり過疎対策事業債などの財政上の特別措置を受けるために策定を要するも

のでありまして、引き続き特別措置を活用し地域活性化等の取組を推進しまして、持続的発展の実現を今後目指してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号足寄町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）の策定についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第67号足寄町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）の策定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第68号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第68号足寄町障害者地域生活支援センター設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長（保多紀江君） 議案8ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第68号足寄町障害者地域生活支援センター設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例は本年度建設しております障害者地域生活支援拠点施設の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

なお、障害者地域生活支援拠点施設とは、障がい者等の重度化、高齢化や親亡き後に備えるとともに、住み慣れた地域で障がい児・者やその家族が安心して生活するため、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会の場の提供など、居住支援のための機能を有する拠点施設として整備するものでございます。

次に、条例の内容について御説明申し上げます。

足寄町障害者地域生活支援センター設置及び管理に関する条例。

第1条はこの条例の趣旨について、第2条は本施設の設置目的について、それぞれ規定しております。

第3条は、本施設の名称を足寄町障害者地域生活支援センターと称し、その位置を足寄郡足寄町北3条2丁目4番地2とするものでございます。

第4条は、本施設は福祉ホームと基幹相談支援センター、その他町長が必要と認める部門で構成する規定でございます。

第5条は、本施設で行う事業または業務について規定をしております。

第6条から第11条までは、本施設利用の対象者、利用の申請及び利用の決定、利用権譲渡等の禁止、利用の制限等、原状回復の義務について規定しております。

第12条は施設の利用料等について、第13条において利用料等の還付について、

第14条において損害賠償について、それぞれ規定しております。

第15条は、地方自治法の規定により指定管理者に管理を行わせることができる規定としております。

第16条では、指定管理者の業務について規定しております。

第2項において、利用料等を指定管理者の収入として収受させることができるものとし、第3項において、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては町長とあるのは、指定管理者として読み替える規定としております。

なお、同条第4項において、第12条に規定する利用料等の額については、指定管理者は町長と協議し承認を得なければならないとしております。

第17条は指定管理者の原状回復義務について、第18条は委任について規定しております。

附則第1項の施行期日ですが、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。また、第2項において、指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為等は、この条例の施行の前においても、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により行うことができる規定としております。

以上でございますが、本条例制定後には指定管理者の選定と手続を開始し、今後指定管理者の指定について議会に提案させていただき予定しておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番、進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） では、一つだけ質問がございます。

居住支援部門というところで、8ページの右のページの（1）の居住支援部門のところでちょっと理解ができなかったもので、質問させていただきます。

イ、ウに関してはよく分かるのですが、私が考えていたのは、親や保護者がいなくなったときに住むところもなく、そういう障がい者の方たちを支援するということで受け止めていたので、長期、例えば何年もそこに住み続けていられるものなのか、そこだけ質問させていただきます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの施設につきましては、親がいなくなった後に生活の支援をしてくれる人が身近にいなくなったとか、そういう方はもちろん対象になりますけれども、もともと障がい者の方でも親元から離れて自立して生活される方もいると思いますので、この利用に合致している方であれば何年でも住むことができると、設定としております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番、進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。では、その方が何年でもそこにいられるということに理解いたしました。

ありがとうございます。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号足寄町障害者地域生活支援センター設置及び管理に関する条例の制定についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第68号足寄町障害者地域生活支援センター設置及び管理に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時15分まで休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第69号

○議長(吉田敏男君) 日程第11 議案第69号足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長(佐々木雅宏君) 議案書11ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第69号足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

先ほど議題となりました議案第67号足寄町過疎地域持続的発展市町村計画における説明と重複する部分もございますけれども、本町においては過疎地域自立促進特別措置法(以下、旧法と言わせていただきます)に基づいて現行の条例である過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例(以下、旧条例と言わせていただきます)を制定していたところですが、旧法は

令和3年3月31日までの時限立法で同日をもって失効することから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第9条、以下新法と言わせていただきます)が新たに制定され、令和3年4月1日から施行されたところでございます。

この新法第24条において、旧法に引き続き固定資産税の課税免除措置による減収の75%を普通交付税で補填する措置が継続されたことから、新法に基づいて足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(以下、新条例と言わせていただきます)を制定するものでございます。

新条例の概要につきまして、条文ごとに旧条例と比較しながら御説明させていただきます。

第1条は条例制定の趣旨を規定しており、先ほど議題となりました議案第67号の足寄町過疎地域持続的発展市町村計画、16ページに記載されました産業振興促進地域内で振興すべき業種とされる製造業、農林水産物等販売業または旅館業務の用に供する設備を新設または増設したものに加え、新条例では情報サービス業等が加えられ、新設や増設に限らず建物及びその附属設備にあっては改修のための工事による取得または建設をした場合も対象とすることとしております。

第2条は課税免除に関する規定で、令和6年3月31日までの間の時限が設けられており、また課税免除の適用の範囲につきまして、旧条例では租税特別措置法の適用を受ける設備で取得価格の合計が2,700万円を超えるものを新設または増設した場合の家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地を課税免除の対象としておりましたが、新条例では第1条に規定する業種につきまして、第2条に規定する租税特別措置法の条項の適用を受ける設備を取得した場合に、取得価格が500万円以上である家屋及び償却資産並びに過疎地として

の工事日以降1年以内に家屋の建設着手をした土地に対する固定資産税について減免するもので、また、資本金等の額が5,000万円を超えると新設または増設に限定するとともに、製造業または旅館業につきましては取得価格の上限が資本金等の額により段階的に引き上げられる仕組みとなっております。

第3条は課税免除の期間を定めるもので、新たな固定資産税が課されることとなった年度から3か年とし、旧条例と変わりはございません。

第4条は課税免除の申請について規定し、課税免除の適用を受けようとする者は、当該課税免除を受けようとする年の1月31日までに町長に課税免除の申請をすることとしております。

第5条は課税の取消しを規定しており、虚偽の申請、その他不正行為によって固定資産税の課税免除を受けた者は、その免除の全部または一部を取り消すものとしております。

第6条は委任に関する規定で、この条例の施行に関して必要な事項は町長が定めることとしております。

最後に附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとし、第2項は旧条例の廃止を規定し、第3項は経過措置として令和3年3月31日以前に旧条例によりなされた固定資産税の課税免除については、なお従前の例によることとして、旧条例廃止後における旧条例に基づく課税免除の継続根拠を残す規定となっております。

以上、足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定に関する説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第69号足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第70号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第70号足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） 議案書12ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第70号足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

ます。

条例名が長いものですから、以下、個人番号利用条例と省略させていただきます。

さきの国会でデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が成立し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されました。その改正におきまして、第19条第4号の規定が新たに追加されたことに伴い、条項が繰り下がり、個人番号利用条例で引用する条項にずれが生じることから所要の改正を行うものでございます。

議案書12ページ右側、新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

現行の個人番号利用条例の第1条及び第5条において、法第19条第10号を引用しており、第4号の追加により繰り下がることからこの文言を第19条第11号に改める改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第70号足寄町行政手続

における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第70号足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第71号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第71号足寄町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 13ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第71号足寄町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、デジタル庁設置法の制定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について申し上げます。

情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更となったことに伴いまして、個人情報の訂正等を行った場合における情報の提供先を規定しております本条例の第30条の7中、「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改めますとと

もに、本条例で引用しております番号の利用等に関する法律の条項を改めるものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

13 ページ右の欄に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

6 番、熊澤芳潔君。

○6 番（熊澤芳潔君） 全く初歩の質問で申し訳ないのですけれども、今このデジタル庁というのが国で設置したよということでは知られているのですけれども、今このことで、この間委員会の中でデジタル庁設置に関連するような御説明があったのですけれども、デジタル庁自体がどのような形でこの行政との関連がつながっているのか。また、この第71号の関係とどうデジタル庁がつながるのか。

初歩的な問題で申し訳ないのですけれども、もうちょっと詳しくお願いしたいなと。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

デジタル庁のことについての御質問でございますが、今回の改正案で御説明いたしましたデジタル庁設置法という法律が制定されておりまして、報道等もされておりますけれども、本年の9月1日からデジタル庁が発足したところでございます。

デジタル庁につきましては、基本的に法律の目的にも書いてございますが、基本的にデジタル庁は次に掲げることを任務としております。その任務といたしましては、デジタル社会が今後形成されるに当たりま

して、基本理念にのっとりましてデジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること。それと、2つ目といたしまして、基本理念にのっとりデジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることとすることをデジタル庁の任務としてございます。

それで、今後デジタル社会につながっていったって、もうお辞めになることを表明した菅総理の強い信念というか、そういう下、デジタル庁が設置されたものであります。今後いろいろ紙ベースで住民の方からいろいろと申請等、届出等を頂いているところではあります。それについて今後国で考えておりますのは、全てオンラインで申請することができるような社会をつくらうと。あるいは、現在それぞれ全国の市町村でそれぞれで独自のシステム等を使っておりますが、国のほうでは全国共通な、たしか17ぐらいの事務であろうかと思いますが、全国共通のシステムを導入して、例えば足寄町民の方が例えばほかの地方公共団体へ転出された際には、足寄町と全国共通のシステムを導入いたしましたら、どこへ行っても同じ様式で、手続で申請ができるということ国はデジタル社会として今後取り組んでいこうということになっているところでございます。

それで、今回の条例との関連と申しますか、今回は個人情報保護条例の改正でございます。基本的に今まで個人情報保護の関係につきましては総務省が所管していたところでございますが、デジタル庁が9月1日に設置されて以来、要するにデジタル庁の長と申しますのは大臣ではなくて内閣総理大臣になったということでございます。

それで今回法律から引用している条項を改めますとともに、所管の大臣を内閣総理大臣に修正をしたという改正でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番、熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） そうしますと、足寄町は今光ファイバーで今工事やっていますよね。この事業というのがつながっていくのはその後ですか。要するに、光ファイバーとの現状のあれが出来上がってからこういう事業がつながっていくよということでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

現在行っております光ファイバーの整備事業とは関係はございませんで、基本的にそれとは別で考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第71号足寄町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第71号足寄町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第72号

○議長（吉田敏男君） 日程第14 議案

第72号乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） お手元の議案書14ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第72号乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、国では行政手続の簡略化、社会保障の公平性の実現を図るために個人番号カードの普及を図っており、さらなる普及を図るために様々な目的に使用できるよう、個人番号カードの利便性の向上を図っているところでございます。

そうした普及策の一つとして個人番号カードの医療保険証としての利用が進められております。この目的を実現するために医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）が制定、公布され、令和2年10月から電子資格確認の導入と資格確認の方法が明文化されました。

国では令和3年3月から本格運用を予定しておりましたが、医療保険者が管理登録している情報の正確性に課題があったことから、その運用が延期されておりましたが、国はこうした課題が解決されたことから本年7月から9月までをオンライン資格確認等システムの集中導入期間と位置づけ、全国の医療機関において10月以降の本格的な運用に向けて準備が進められております。

議案書14ページ右側の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

このたびの乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は、オンラインによる資格確認の実施により従来の医療保険証による資格確認だけではなく、

個人番号カードを用いた電子資格確認の方法も可能となることから、「組合員証又は被保険者証及び」の文言を「電子資格確認等により各種医療保険の被保険者又は被扶養者であることの確認を受け、」に置き換える改正を行うものでございます。

この改正後の条例の施行につきましては、公布の日からとしております。

以上、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第72号乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第72号乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第73号

○議長（吉田敏男君） 日程第15 議案第73号重度心身障害者並びにひとり親家

庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） お手元の議案書15ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第73号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正の理由といたしましては、先ほど議題となりました議案第72号乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例と同様、個人番号カードを利用したオンライン資格確認が医療機関の窓口で行われることから、必要な文言の追加など所要の改正を行うものでございます。

議案書15ページ右側の新旧対照表を御覧願います。

第3条で「組合員又は被扶養者」の次に「被保険者等」の文言を加え、第7条の改正につきましては、議案第72号と同様「電子資格確認等により各種医療保険の被保険者であることの確認を受け、」という文言の置き換えを行うものでございます。

以上、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第73号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第73号重度心身障害者並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 請願第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第16 請願第1号コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となっております、請願第1号コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、9月16日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午前11時45分 散会

令和3年第3回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員